

異動にあたるお取引一覧表

預金種類	法定異動事由	香川銀行が認可を受けている異動事由						ご契約内容の変更など	お客さま情報の変更	
		通帳			証書					
		発行	記帳	繰越	発行	記帳	繰越			
当座預金	・引出し ・預入れ ・振込の受入 ・振込による払出し ・口座振替その他の事由による債権額の異動 ・手形又は小切手の提示その他の第三者による債権の支払請求 ・預金者等による公告の対象となっている預金に係る情報の提供の求め				-	-	-	-	-	
総合口座					-	-	-		(2)	
普通預金					-	-	-	(1)		
貯蓄預金					-	-	-	-		
通知預金						-		-		
定期預金						-		-		
定期積金					-	-	-	-		
積立定期預金					-	-	-	-		
納税準備預金					-	-	-	-		
別段預金			-	-	-	-	-	-		
非居住者円普通預金					-	-	-	-		
非居住者円定期預金			-	-	-			-		
財形預金		休眠預金活用法の対象ではございません。								
マル優										
譲渡性預金										
外貨預金										
一括贈与資金										
担保預金										

- 1:総合口座については、使用科目のうち最終異動日が最も遅い日付で判定します。
 お客さまの申出による預金種別変更(例:決済用預金への変更等)が発生したとき。
 2:お客さまの申出による、取引店移管が発生したとき。

なお、異動事由には、法律で一律に定められている「法定異動事由」と、各金融機関が認可を受けることにより、異動事由となるものがあります。